

1 計画策定の背景

高槻市では、平成20年11月に「高槻市食育推進計画」（以下、「前計画」という）を策定し、行政をはじめ、地域や学校、関係団体等が連携し、子ども（注1）も大人も楽しく食育を実践できる「おいしく たのしく 食楽のまち たかつき」を目指した取組みを推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの推進状況を検証し、新たな課題に対応した「第2次高槻市食育推進計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

近年、社会経済を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなか、市民のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化し、私たちの食生活も大きく変化しています。食べたいものを、いつでも、どこでも食べられる便利な社会になった一方、「食」を大切にする意識が希薄となり、家族揃って食事をする機会の減少や、朝食の欠食、不規則な食事による生活習慣病^{*}の増加などの問題が生じています。また、食品の安全性や食料自給率の低下といった問題も、私たちの生活に大きな不安を与えています。

このような状況を踏まえ、国は平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」を策定、大阪府は平成24年3月に「第2次大阪府食育推進計画」を策定し、国民及び府民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進しています。

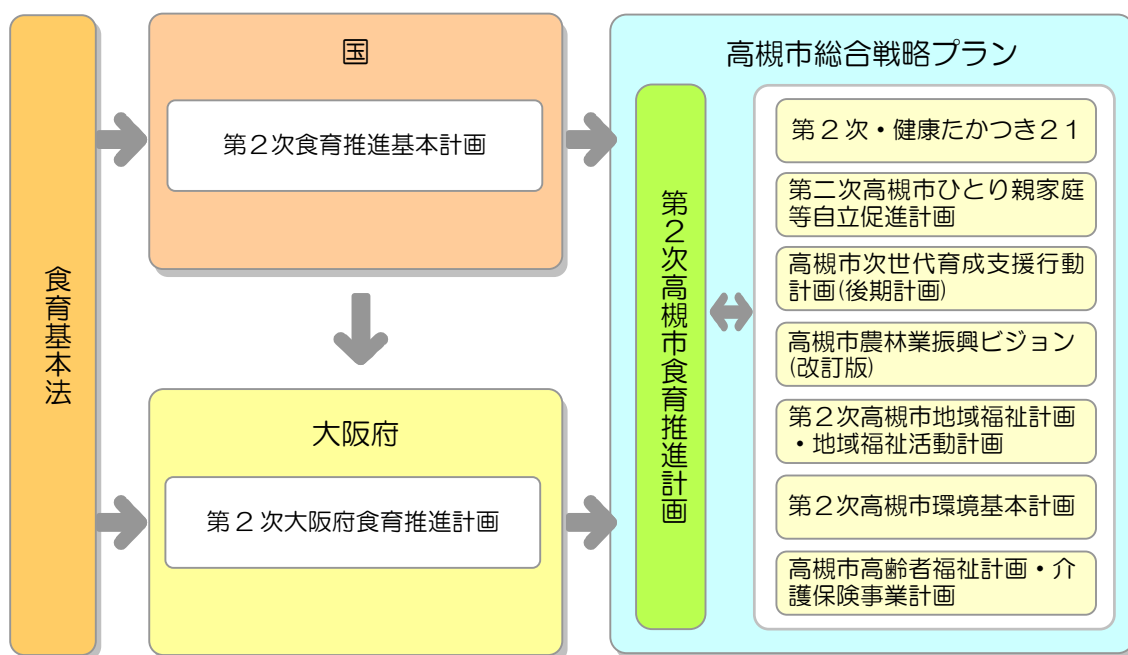
高槻市でも、本計画において引き続き市民一人ひとりが生涯にわたって、食に関する正しい知識や食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができるように、また、市民一人ひとりが食育を「実践できる」ように食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

注1 本計画において、「子ども」とは、食生活の基礎を身に付けることが必要な世代として、概ね15歳（中学生）以下、「大人」とは、食に関する自己管理が可能な世代として、16歳以上65歳未満、「高齢者」とは、長い人生経験を持ち、食文化を伝える世代として65歳以上を示します。

2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定します。

なお、本計画は第5次高槻市総合計画「高槻市総合戦略プラン」及び「第2次・健康たかつき21」、その他の本市の関連計画等と整合性を図りながら総合的に推進します。



3 計画の期間

食育の推進の目的は、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、健康で豊かな生活を送ることであり、「第2次・健康たかつき21」との関連性も大きく、「健康たかつき21」と統合させることを考えています。「第2次・健康たかつき21」の計画期間が平成27年度までとなっていることから、本計画の計画期間を平成25年度から平成27年度の3年間とし、平成28年度以降は、「高槻市食育推進計画」と「健康たかつき21」が一体となった計画を策定します。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				見直し				
		第2次高槻市食育推進計画			新計画			
第2次・健康たかつき21								
				統合				